

IATSS三十周年によせて

ノーヘル1点

國枝英郎 鉄道建設・運輸施設整備支援機構監事

1965年京都大学法学部卒。警察庁運転免許課補佐、在英大使館書記官、警察庁外事課長、山口県警本部長、内閣情報調査室国際部主幹、京都府警本部長、九州管区警察局長等を歴任し、96年退官。当学会専務理事を経て、現在、鉄道・運輸機構監事。



IATSS創立30年を心からお喜び申し上げます。私は、奇しくも創立当時、警察庁交通局運転免許課課長補佐として、特に二輪車の事故防止に取り組んでいました。当時、夕方になると課員が私のデスクの周りに集まり、酒を酌み交わしながら、遅くまで議論をしたものです。そうした議論の中から多くのアイデアが出ました。

その中でも今もって記憶に残るのは、ノーヘル1点です。二輪車のヘルメット着用義務は道路交通法に規定されていましたが訓示規定にすぎず、違反に行政処分の点数を課することにより着用率の向上を図ろうとするものです。論点は、ノーヘルが自己の危険を惹起するとはいえ、道路交通に危険を与えるものでなく、国家は何故に着用を強制できるのかでした。また免許の行政処分は、道交法違反に対する罰則の代替制度であるが、ノーヘルに違反点数をつけるとなると罰則も設けるのか、もし罰則を設けないとすると、この制度的仕組みを変更するののかということでした。局議、庁議をなんとかクリアし、道路交通法施行令の改正案を内閣法制局に持ち込んだところ、早速に上記論点の説明を求められ、特に国家の強制については、自殺を罰する法規もなく、徴兵制もないこの国、この時代に、それを可能とする論拠をまとめるようにと指示されました。記憶を頼りに申しますと、

- (1)ノーヘルは死傷事故を招来しやすく、しかも救急車・パトカーの出動、事故による交通渋滞、病院の治療等の社会的費用がかさむことをデータをもとに積算
 - (2)個人の自由の制限を、最近で言えばパターンリズム論からその可能性の論述
 - (3)労働安全や鉱山保安の分野で、ヘルメット着用義務違反の罰則があること
- 等についてまとめを作成し、なんとか合格を得ました。

罰則と行政処分の関係はさしたる追及はなかったように思います。ただその後も道交法上は手つかずのようですが、興味のあるところです。

二輪車対策のもう一つは、二輪免許を小型(限定)から一般(大型)への段階的取得としたことです。道路交通法施行規則を改正し、試験用車両と試験科目を小型限定と一般に区別することにより、法改正によらずに、実質的には二種類の二輪免許を設けたわけです。今思うに、正攻法でなく、裏技であったかもしれません。

一方、当時実現できなかったことの一つは、暴走行為の道交法への取り込みです。共同して暴走行為を行うことと単独で行うことでは、道路交通上の危険の増大があるかが論点で、残念ながら賛同を得られませんでした。自動車安全運転センターが設立されたのもこのころで、その業務の一つに運転経歴証明書の発行がありました。交通違反をした者と交通事故を起こした者は統計的に有意な関係にあるものですから、証明書の需要の拡大を図るべく、交通違反のない者の保険料の低減を損害保険協会等に掛け合っただけですが、事務的成本が高くかかるとのべもない返答でした。今はこうした保険商品も発売されており、隔世の感がします。

ともあれ、当時は私にとっては充実した時代であり、古きよき時代であったと懐かしく思います。